

事 務 連 絡

令和2年4月14日

(公社) 岡山県医師会
(一社) 岡山県病院協会

御中

岡山県保健福祉部健康推進課

ゆうパックにより検体を送付する際の包装責任者について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴会員への周知をお願いいたします。

また、この事務連絡は次のホームページに掲載していますのでお知らせいたします。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

事務連絡
令和2年3月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ゆうパックにより検体を送付する際の包装責任者について

今般、新型コロナウイルスに係る検査の需要が高まっているところ、各医療機関等からゆうパックを利用して検査機関等へ検体を送付する場合には、「感染症発生動向調査等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」（平成24年3月15日健感発0315第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別添「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を遵守する必要があることについて、ゆうパックを利用して検体を送付する貴管内の医療機関等（以下「検体送付機関」という。）に対し、あらためて周知の徹底をお願いします。

また、検体送付機関では、遵守事項の3の規定に基づき包装責任者を選定する必要があるところ、遵守事項の3（4）に規定する包装責任者に係る研修（以下「研修」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当面の間、下記のとおりメール等を活用した実施も差し支えないこととしますので、貴管内の医療機関等に対して周知するとともに、その実施につき特段の配慮をお願いします。

記

- 1 研修についてメール等を活用して実施する場合、以下の手順を踏まえて実施すること。
 - ① 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、貴管内の検体送付機関から研修の受講希望に係る連絡を受けた際には、受講者を把握した上で、当該受講者に対して別紙1から4までの資料をメール等にて送付すること。

- ② 受講者は、当該資料の内容を確認し、当該内容を遵守して検体送付を行う旨の誓約書をメール等にて都道府県等に提出すること。
 - ③ 当該誓約書が提出された場合、都道府県等は当該受講者を包装責任者として取り扱うこと。
- 2 1 ①の資料送付に当たり、都道府県等は、受講者に対して以下の留意事項を併せて伝達すること。
- ① 検体輸送時の事故防止のため、資料の内容を熟読し、理解した上で検体送付を行うこと。
 - ② 検体の包装を行う際には、破裂の原因となることから、二次容器（プラスチック製の容器）内へのドライアイスの混入は絶対に避けること。
 - ③ ゆうパックによる荷物の運送は、郵便事業株式会社が定める「ゆうパック約款」に基づいて行われており、当該約款では荷物の欠陥又は性質により他に損害を与えた場合には、荷送人の過失がない場合を除き、荷送人が損害賠償の責任を負わなければならないとされていることから、検体の送付に係る漏出、破裂等の事故については、荷送人たる検体送付機関が責任を負うこととなること。

健感発0315第1号
平成24年3月15日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症発生動向調査事業等においてゆうパック
により検体を送付する際の留意事項について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき実施される感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等（以下「感染症発生動向調査事業等」という。）における病原体又は病原体検査のための検体の運搬については、運搬事業者も利用しつつ行われているところである。

先般の地方衛生研究所が発送した感染症発生動向調査事業等での検体容器が運搬途中で破裂し、検体が漏出した事案に関しては、その原因等を踏まえ、「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」（平成23年11月7日付け健感発1107第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、ドライアイスを使用する場合の留意事項及び再発防止のための体制整備の徹底を図ったところであるが、本事案で利用された運搬事業者である郵便事業株式会社からは、ゆうパックの利用に当たっては、二度とこのような事故を起こさせないための対策を講じるよう求められた。

このような状況を踏まえ、郵便事業株式会社との協議を行った結果、感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する場合には、別添の「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を遵守していただくこととなったので、貴管下の感染症発生動向調査事業等の関係機関（病院、診療所等の施設を含む。以下同じ。）への周知を図るとともに、関係機関への遵守のための指導の徹底につき特段の配慮をお願いする。なお、感染症発生動向調査事業等においてゆうパックを利用して検体を送付する関係機関においては、この遵守事項を可能な限り早急に実施される必要があることから、準備が整い次第、順次実施されるようお願いするとともに、当該準備については遅くとも平成24年5月31日までに準備を終了されるようお願いしたい。

また、今後、ゆうパックを利用する関係機関では、包装責任者を選定する必要があることから、関係機関における包装責任者の選定、教育訓練等の状況については、定期的な確認を行うなど、その把握に遺漏のなきようされたい。

ゆうパックを利用して検体を送付する場合の 包装に関する遵守事項

※本文の下線は、ゆうパック利用に当たり特別に必要となる内容であり、格段の注意を要するものである。

1 ゆうパックの利用に関する基本原則

郵便事業株式会社のゆうパックによる検体の送付について、3の包装責任者をはじめとするすべての関係者は、一般の民営の宅配便の利用であることを十分に認識して、輸送時の包装について、世界保健機関策定の「感染性物資の輸送規則に関するガイダンス」等において必要とされている通常の輸送条件の下での包装方法・包装要件に加えて、本遵守事項に基づいて、安全性を担保するための更なる厳重な措置を実施すること。

2 包装に使用する容器

- (1) 包装に使用する容器は、感染性物質のための基本的3重包装（検体を封入する1次容器、防水性及び密閉性を有する2次容器並びに外装となる3次容器により構成される包装をいう。以下同じ。）を施すこととし、送付する検体の種類に応じた適切なものを使用すること。
- (2) 基本的3重包装の1次容器は検体を直接入れる容器であり、検体の形状や特徴を考慮し、かつ、防水性及び密閉性を有するものを使用すること。
- (3) 基本的3重包装の2次容器は密閉性を有しているため、ドライアイスその他温度変化等の影響によって容器を爆発させるおそれのある冷却材等の物質（以下「ドライアイス等」という。）は決して入れないこと。なお、2次容器は「中にドライアスを絶対に入れない」旨の表示がなされたものを用いること。
また、2次容器には、ドライアイス等の誤混入の防止のため、1次容器以外の空間に緩衝材（木製、紙製、合成樹脂製等又はそれらを組合せたもの。）を充てんすること。
- (4) 基本的3重包装を、必ず、ジュラルミンケース(以下「4次容器」という。)に入れて4重包装とし、当該ケースごとゆうパックの窓口に差し出すこと。
- (5) 3次容器又は4次容器の中にドライアイス等を入れる場合には、それらの容器において、気化(昇華)するガスの放散のための適当な手段が講じられていること。

3 包装責任者の選定等

- (1) ゆうパックによる検体の送付を行う全ての関係機関（医療機関を含む。以下「検体送付機関」という。）は、あらかじめ、その包装が本遵守事項に適合することを確認し、証明する責任者（以下「包装責任者」という。）を定める。
- (2) 検疫所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所を除く検体送付機関は、包装責任者を選定したときは、遅滞なく、所在地の都道府県（所在地が保健所を設置する市又は特別区の場合は当該市又は特別区。以下「都道府県等」という。）の担当部局にこれを連絡すること。なお、連絡を受けた都道府県等の担当部局は、その情報をまとめておくこと。

- (3) 包装責任者は、本遵守事項をはじめ、検体送付の安全性確保のために必要となる知識及びこれを実践するために必要となる技能を修得し、検体の包装の作業を行う者（以下「作業員」という。）を適切に指導する能力を有する者とする。
- (4) 包装責任者は、国若しくは都道府県等により主催される（3）の知識及び技能を修得するための研修を受け主催者の証明を得た者、又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者とする。

4 包装の手順

- (1) 検体の包装は、ドライアイスの性質その他包装に関する危険性に係る知識を十分に有し、安全確保のための教育訓練を受けた作業員が行うこととする。
- (2) 1次容器は、その中に封入した検体が漏出しないために、これを吸収するのに十分な量の吸収材によって覆うこと。
- (3) 2次容器は、1次容器とともに2(3)の緩衝材を封入した後、ドライアイス等の誤混入の危険がないことを確認の上、密封すること。
- (4) 2次容器と3次容器の間に検体送付状を入れること。
- (5) ドライアイス等を利用する場合には、2次容器と3次容器の間、又は3次容器と4次容器の間に入れること。
- (6) 特に必要と考えられる場合には、3次容器が4次容器内で転倒することがないように適切な措置を講じること。
- (7) 包装物（4重包装を含む荷物の総体をいう。以下同じ。）の表面に5の表示ができるように包装すること。
- (8) 本遵守事項への適合性等包装の安全性の担保については、作業後、作業員が自ら確認するとともに、包装責任者において再度確認すること。（ダブルチェック）

5 包装物への表示等

- (1) 荷送人及び荷受人の氏名（名称）、住所、電話番号、品名、検体に関連する感染性物質、検体の上下方向などの情報について、適切に表示すること。
- (2) このほか包装物には、本遵守事項への適合性等安全性を担保された適正な包装物であることを証明するため、包装責任者による適正包装確認が済んでいる旨、その確認の年月日、包装責任者の氏名及びその所属する機関の名称を表示すること。（確認証明表示。末尾に例示している。）
- (3) その他郵便事業株式会社から求められる表示事項及び法令等で求められる表示事項を漏れなく表示すること。

6 その他

- (1) 検体送付機関における感染性物質の運搬に関する教育訓練は、定期的な実施に加え、人事異動などに応じて、遺漏無く繰り返し実施すること。
- (2) 検体送付機関の包装責任者は、あらかじめ、検体を封入した包装物を引き受けるゆうパックの窓口の担当者（又はしかるべき者）に対し、送付する包装物の包装の

安全性の担保について説明すること。

- (3) 本遵守事項の適正な履行の状況について、ゆうパック窓口の担当者（又はしかるべき者）から、その確認（包装の開披を含む。）を求められた際には、速やかに応じること。

ただし、例外的に、包装責任者が安全上の理由によりゆうパック窓口における開披が適当でないと判断する場合については、包装責任者が所属する検体送付機関の実験室等の適切な場所で確認するものとする。

- (4) ゆうパックによる検体の送付に係する全ての者は、(3)の郵便事業株式会社の確認要求は必ずしも事前の通知がない場合もありうること、及び当該確認により包装の安全性に関する不適正な事実があった場合には、該当する運搬のみならず、わが国における検体の送付のためのゆうパックの利用全体が終了することもありうることに十分に注意すること。

● 確認証明表示の例

安全性適正包装確認済み

平成○年○月○日
包装責任者：○○○○
衛生研究所

● [参考] 郵便事業株式会社「ゆうパック約款」(抄)

(荷物の内容の確認)

第5条 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

(荷造り)

第6条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(引受拒絶)

第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

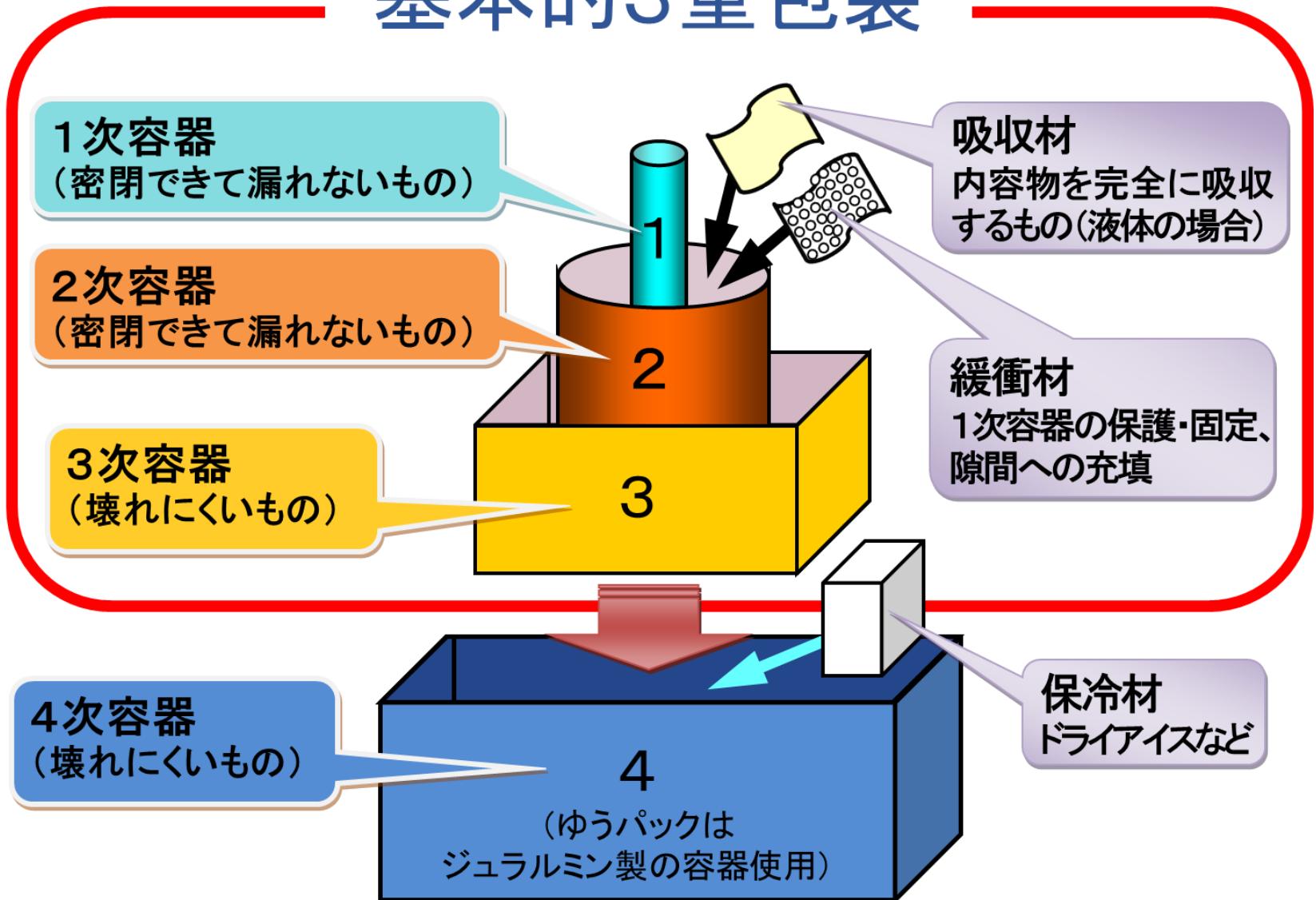
- (1) 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第5条（荷物の内容の確認）第1項の規定による点検の同意を与えないとき。
- (3) 荷造りが運送に適さないとき。
- (4) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- (5) 信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (6) 荷物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- (7) 天災その他やむを得ない事由があるとき。

ゆうパックを使用して 感染研へ臨床検体・病原体を 輸送する場合の梱包手順

国立感染症研究所
バイオセーフティ管理室

以下の包装で梱包してください！

基本的3重包装



基本的3重包装とジュラルミン製オーバーパック(4次容器)を用いた梱包手順

ジュラルミン製オーバーパック(4次容器)については、別に用意してある輸送時の注意事項を参照してください

ステップ1 1次容器の用意

ステップ2 1次容器を2次容器へ

ステップ3 2次容器を3次容器へ

ステップ4 3次容器への表示例

ステップ5 3次容器をオーバーパック(4次容器)へ

ステップ6 オーバーパック(4次容器)への表示例

(ゆうパック送り状・適正包装確認済みシール)

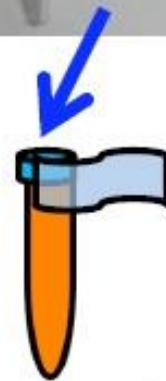
ステップ7 チェックシートの作成

ステップ1

1次容器

病原体を入れる容器は防漏型または粉末防漏型を使用する(スクリューキャップ式を使用し、キャップにシールをする)

1次容器



シールをする

1次容器の包装

1次容器は、
中に入れた検体
が漏出しないよう
に、内容物を吸
収するのに十分
な量の吸収剤で
覆うこと



吸収材

緩衝材

ステップ2 2次容器

(1次容器を保護する密閉容器)

2次容器には病原体輸送容器を用い、かつ密閉する

ボトルタイプ



パウチ袋タイプ



パウチ袋タイプは、ドライアイスが中に入っていることが容易に確認できるなど、利便性が高いと考えられる。(ドライアイスの誤混入防止に適切と考えられる)

2次容器

ドライアイスの誤混入防止及び1次容器から漏れないように、また漏れた場合に備える

- 1次容器が壊れ易い容器の場合は、容器どうしが接触しないよう梱包する
- 1次容器を緩衝材で覆い、2次容器内で固定する
- 液体検体の運搬の際は、内容物全量を吸収することができる吸収材を2次容器内に入れる



吸収材を
入れる



緩衝材で
固定

厳守: 2次容器の中には絶対にドライアイス
を入れない

2次容器: 筒型のハード容器の場合

2次容器(密閉性が高い)



この中にドライアイスを入れない

厳守：2次容器の中には絶対にドライアイスを入れない

2次容器：袋型のソフト容器の場合

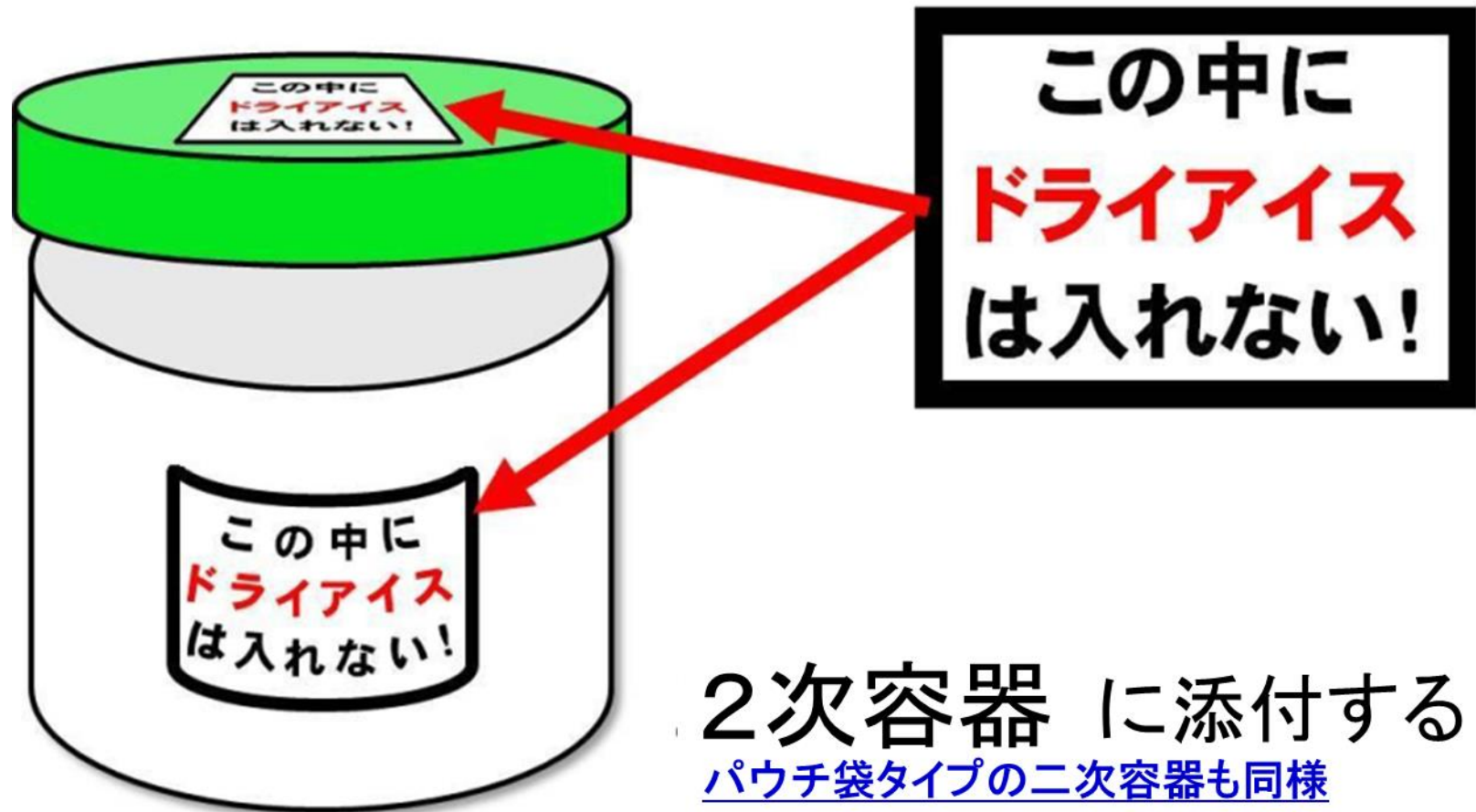
2次容器（密閉性が高い）



この中にドライアイスを入れない

ヒューマンエラーの防止策

— 例：注意喚起のシールを貼る —



〔遵守事項2(3)〕

ステップ3 3次容器

3次容器と内容物リスト

•2次容器を3次容器の中に入れる。内容物リストを2次容器と3次容器の間に入れる

•内容物リストを用意するかどうかは各機関のルールに従ってください

2次容器



2次容器と3次容器の間に
入れる

内容物項目リスト
(例)

発送日:
内容物(病原体名):
正味量:
受取人:
送り主:
緊急連絡先
(氏名、TEL):

3次容器



2次容器と3次容器
は決められた組み
合わせで用いる

カテゴリーA容器とカテゴリーB容器

カテゴリーA容器(国連規格容器)例



ボトルタイプ

カテゴリーB容器 例



3次容器表面に国連マーク
が印刷されているものが
カテゴリーA容器



パウチ袋タイプ



おさらい：包装の流れ

一次容器



吸収材

緩衝材



三次容器



二次容器



内容物項目リスト
(例)

発送日：
内容物(病原体名)：
正味量：
受取人：
送り主：
緊急連絡先
(氏名、TEL)：

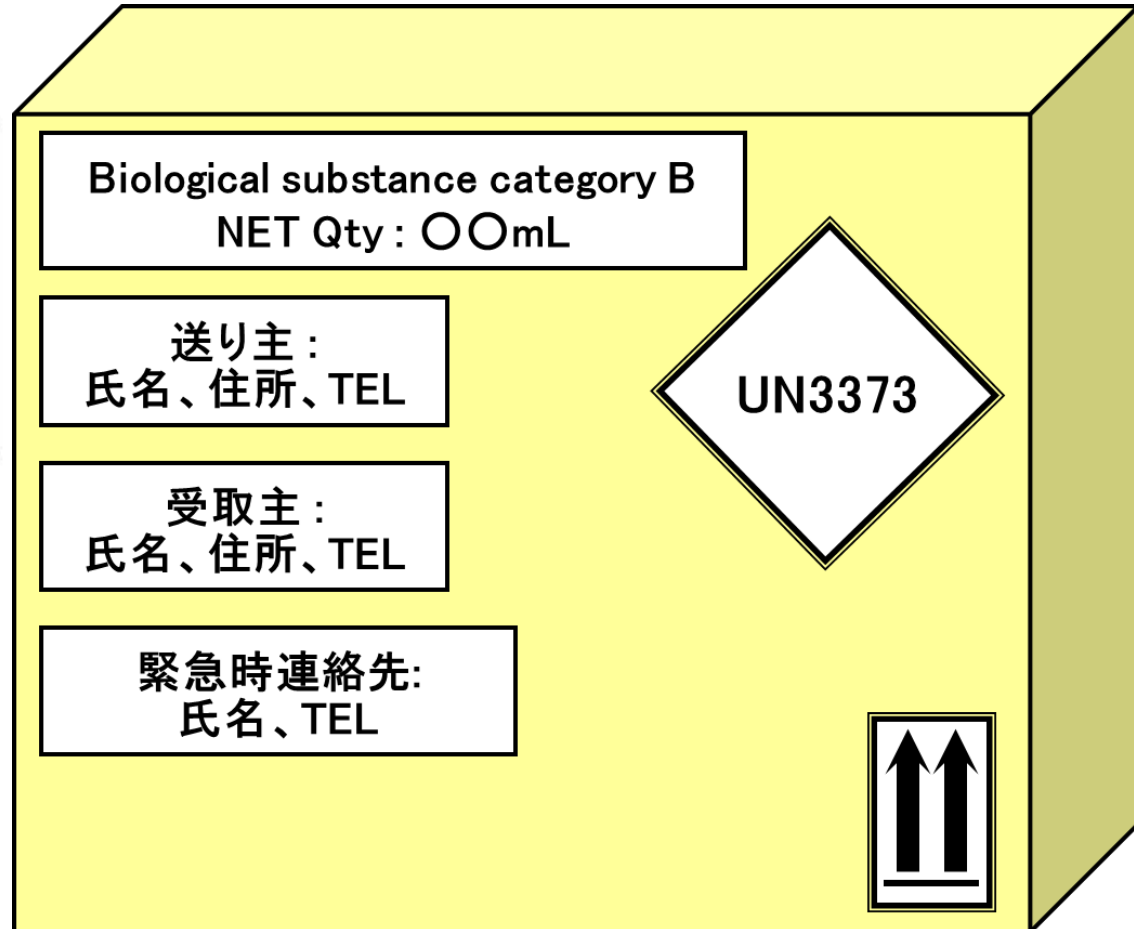


梱包完成



ステップ4 3次容器への表示例： 臨床検体の場合

注意：
表示は各機関
のルールに
従ってください



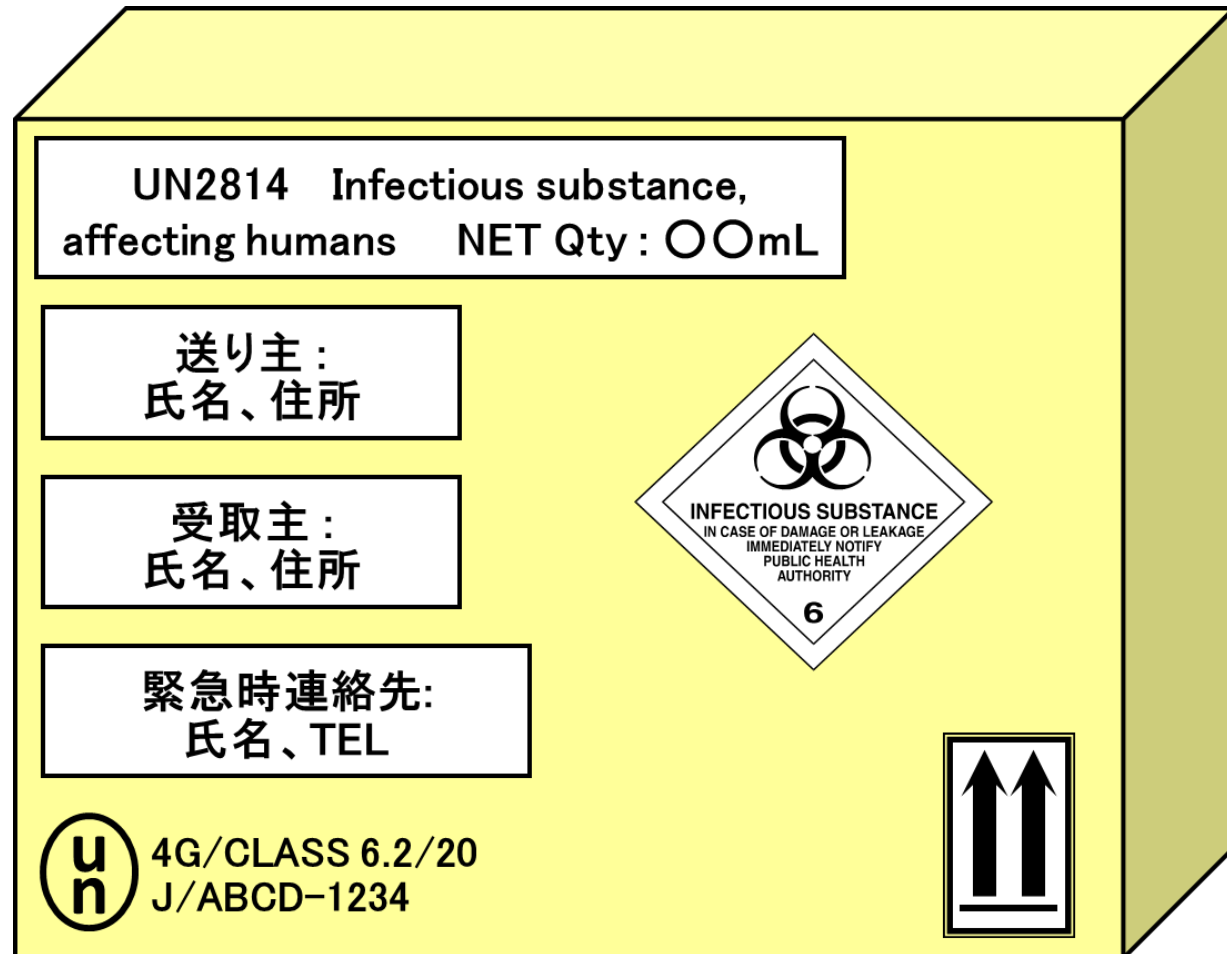
相対する2側面



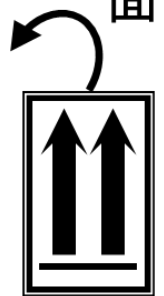
3次容器への表示例： 病原体（新型コロナウイルス）の場合

容器は必ずカテゴリーA容器を用いる

注意：
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい



相対する2側面



ステップ5 オーバーパック(4次容器) (ジュラルミンケース)

基本的3重包装後ジュラルミンケースに入れる

常温輸送の場合



緩衝材

オーバーパック(4次容器)(ジュラルミンケース)

保冷を必要とする輸送の場合

ドライアイス



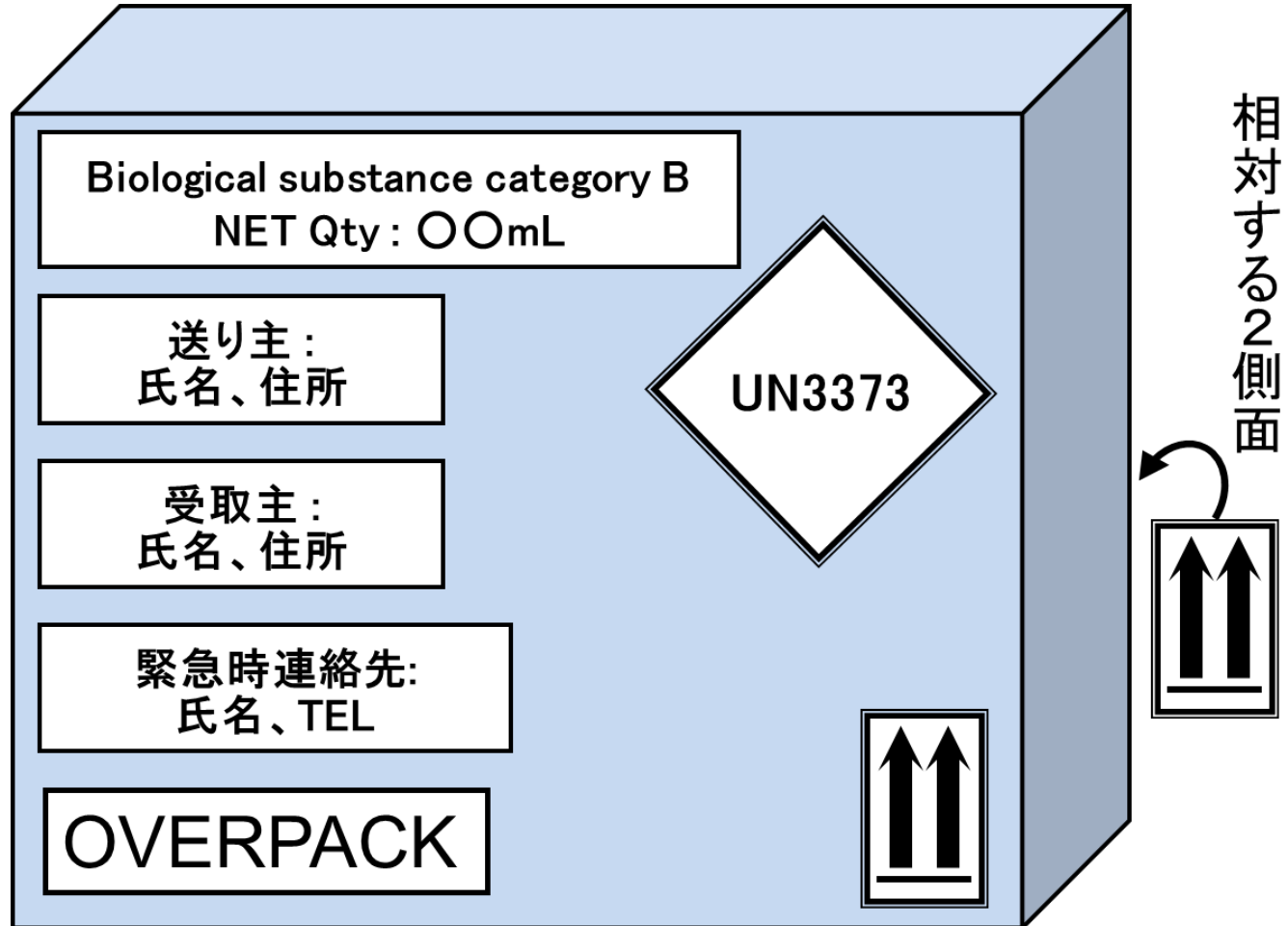
緩衝材

2次容器中にドライアイス等が入っていないことを確認！！

3次容器とオーバーパック(4次容器)(ジュラルミンケース)はドライアイス等の気化(昇華)するガスが放散される構造であること

オーバーパック(4次容器)への表示例: 臨床検体の場合(ドライアイス不使用時)

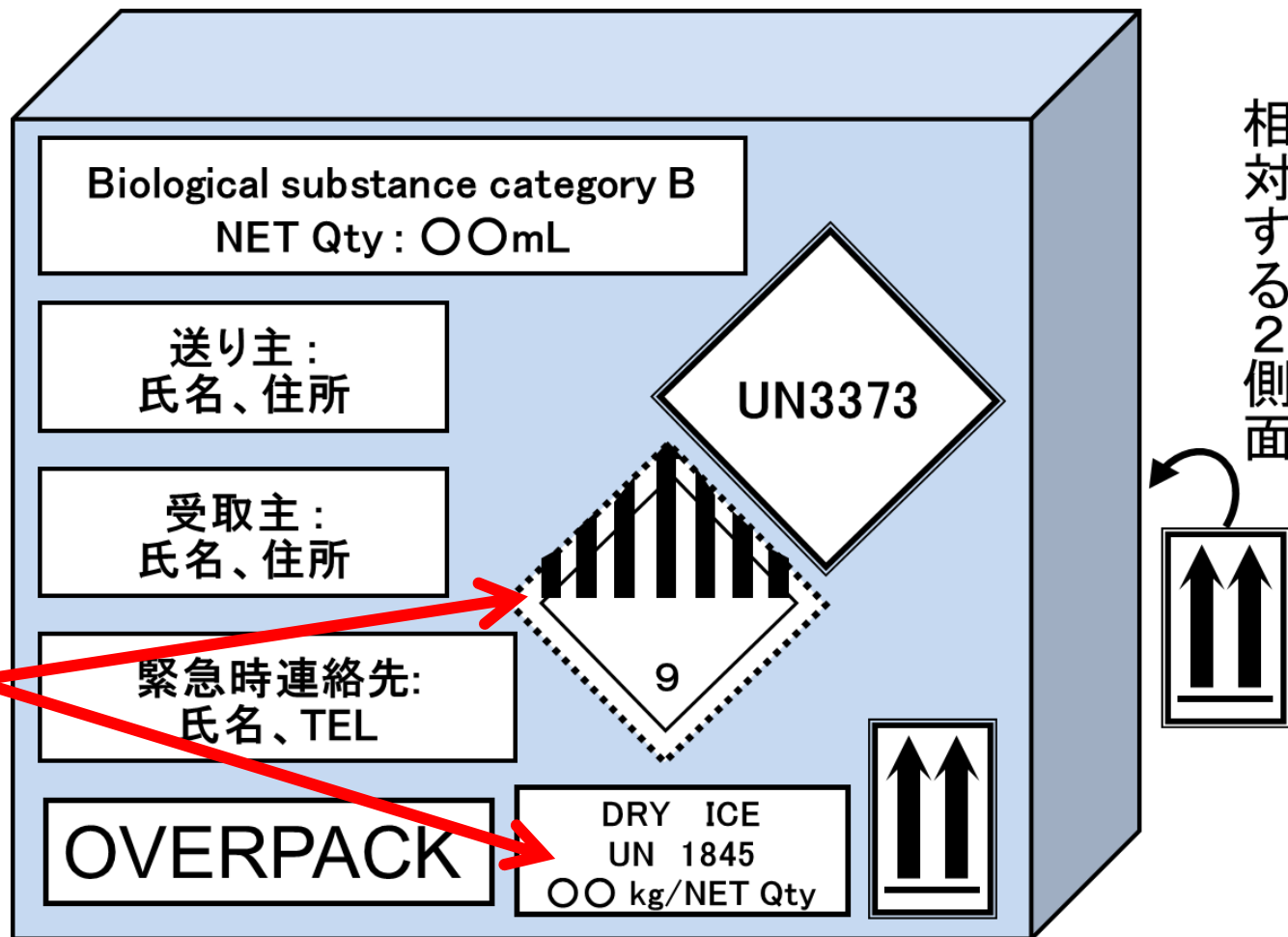
注意:
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい



オーバーパック(4次容器)への表示例: 臨床検体の場合(ドライアイス使用時)

注意:
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい

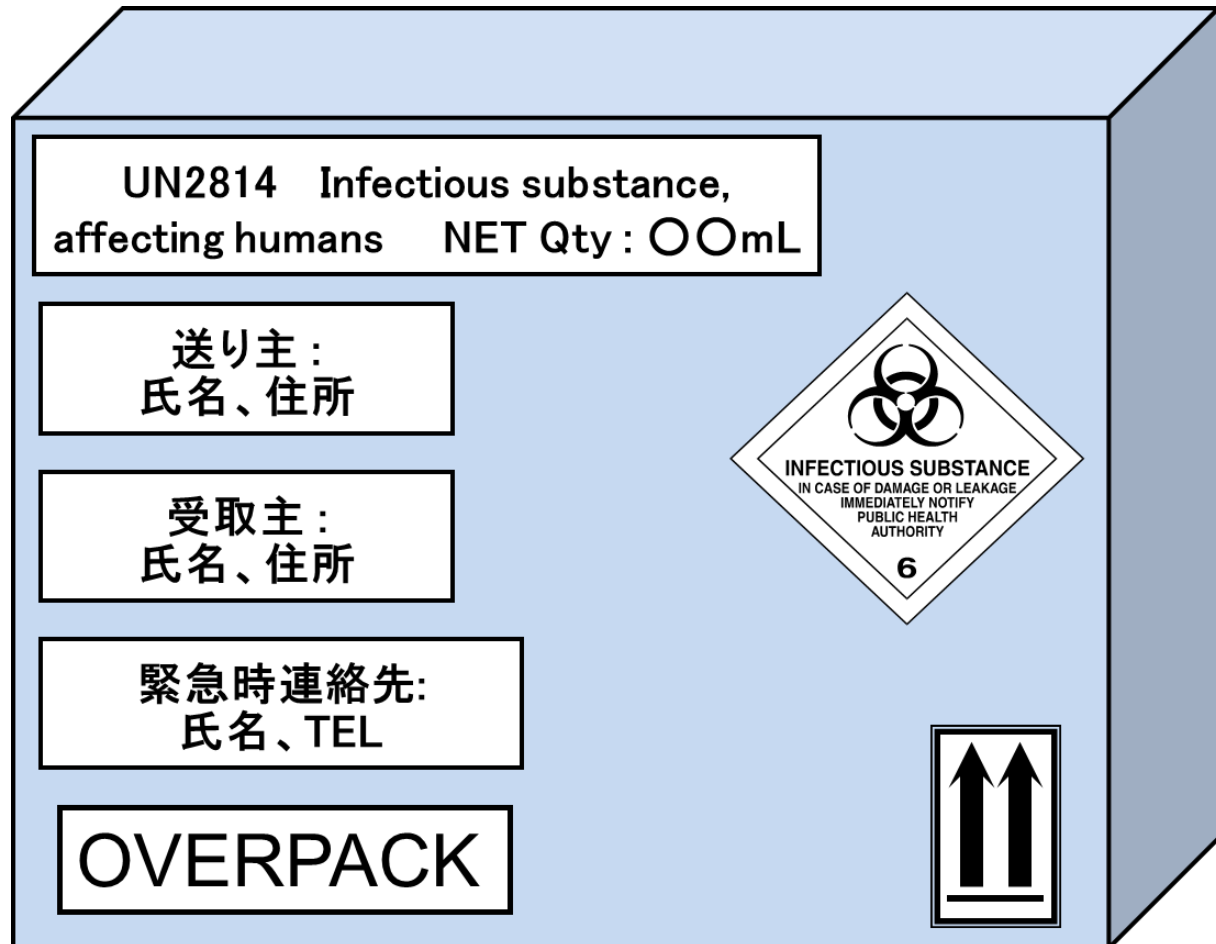
ドライアイス
使用時の表示



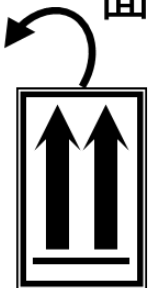
相
対
す
る
2
側
面

オーバーパック(4次容器)への表示例: 病原体(新型コロナウイルス)の場合 (ドライアイス不使用時)

注意:
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい



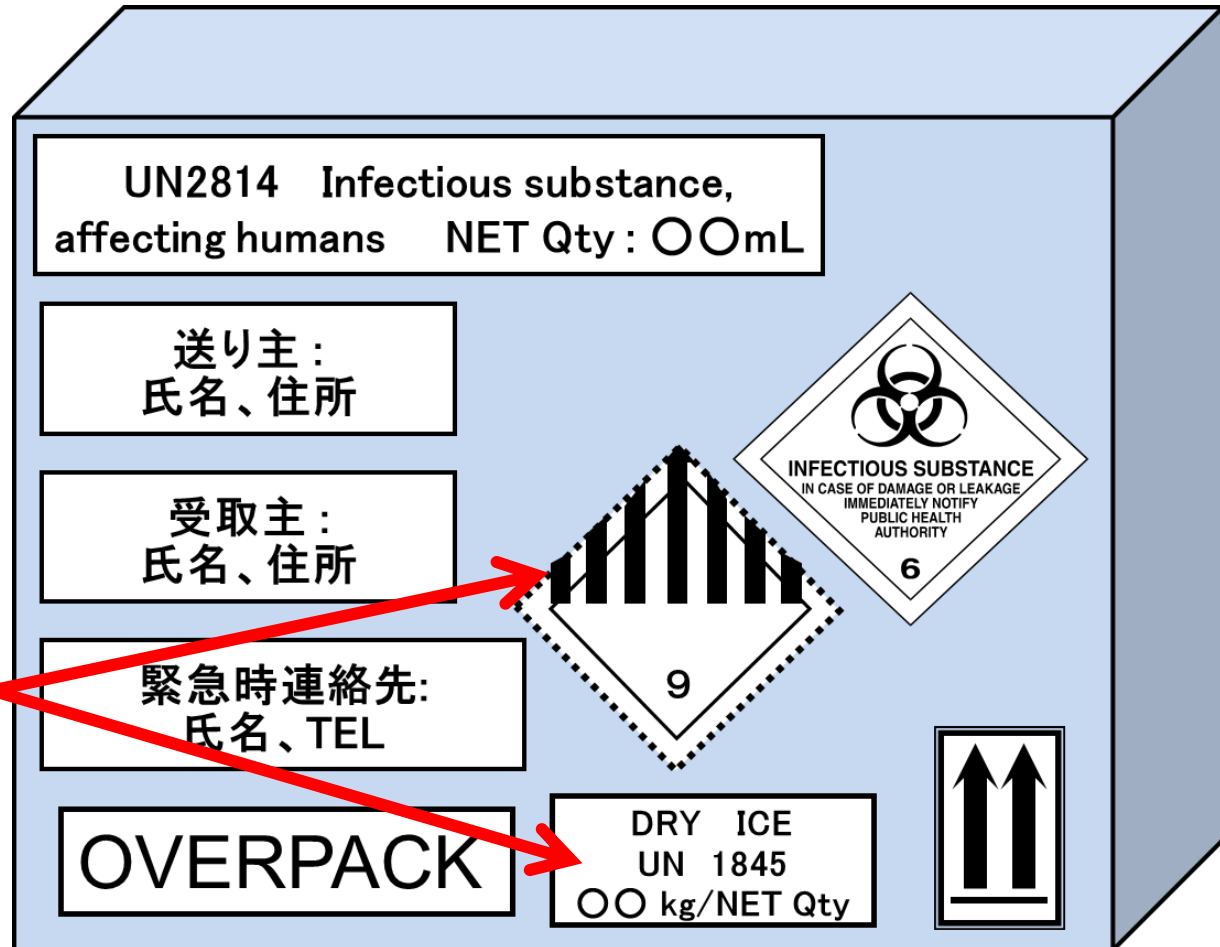
相対する2側面



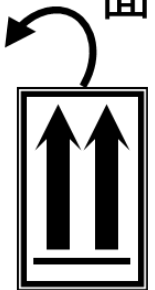
オーバーパック(4次容器)への表示例: 病原体(新型コロナウイルス)の場合 (ドライアイス使用時)

注意:
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい

ドライアイス
使用時の表示



相対する2側面



ゆうパック送り状（臨床検体の場合）

© 大切なお荷物を、しっかりと丁寧にお届けします。

ゆうパック

お問い合わせ先
0120-23
(携帯電話からご利用)
0570-04
配達状況お問い合わせ
http://www.post.jp

お問い合わせ番号
1170-0085-9614

お届け通知
必要・不要

配達希望日
月 日

受付日
年 月 日

配達希望時間帯
午前中 午後① 午後②
夕方 夜間 希望
17~19時 19~21時 なし

配達予定日
月 日

サイズ
60 80 100 120 140 160 170

持込
集荷
同一

品名
臨床検体、危険物

品名
臨床検体、危険物

摘要
ドライアイス在中

01724 (10-NDZ)

大枠内をボー

日本郵便
JAPAN POST GROUP

依頼主控

付

ドライアイス在中 (ドライアイス使用時)

品名: 臨床検体、危険物

摘要: ドライアイス在中 (ドライアイス使用時)

安全性適正包装確認済み
シール

安全性適正包装確認済み

平成〇年〇月〇日

包装責任者:〇〇 〇〇

〇〇〇〇研究所

ゆうパックが求めるオーバーパック (4次容器)への表示

ゆうパック送り状

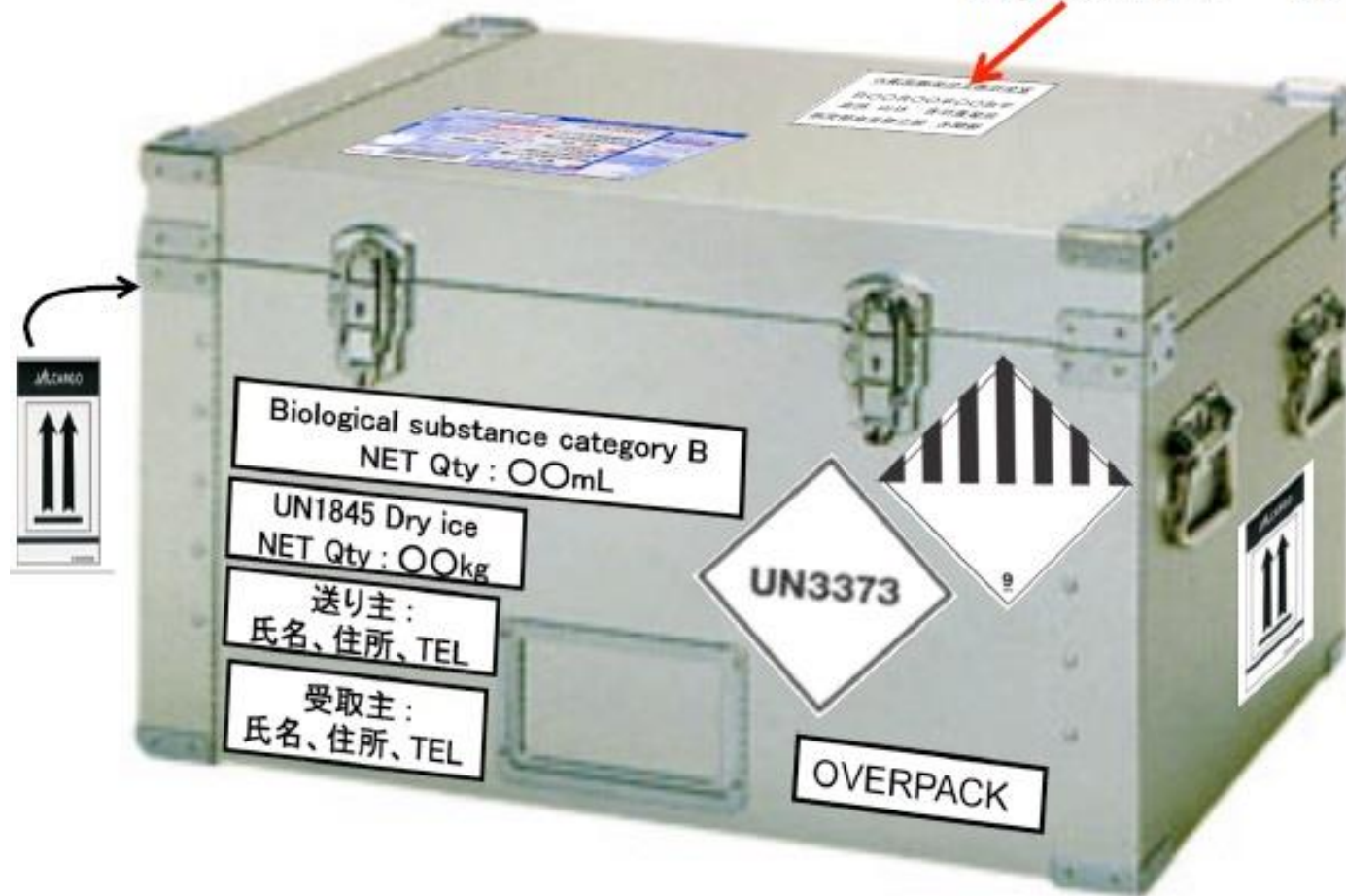


安全性適正包装
確認済みシール

オーバークラック(4次容器)梱包の完成例

安全性適正包装
確認済みシール

注意：
表示は各機
関のルール
に従ってくだ
さい



ステップ7 チェックシートの作成

国立感染症研究所での病原体検査開始に伴うチェックシート作成の手順

本チェックシートは、病原体検査開始に伴うチェックシートの作成を目的として作成されたものであり、検査開始前、検査中、検査後の各段階において、検査実施の状況を確認するためのチェックシートとして活用してください。

検査実施機関	検査実施機関名	検査実施機関の住所
検査実施者	検査実施者の氏名	検査実施者の職名
検査実施日	検査実施の日	検査実施の時間
検査実施場所	検査実施の場所	検査実施の部屋
検査実施の目的	検査実施の目的	検査実施の理由
検査実施の経緯	検査実施の経緯	検査実施の経過
検査実施の結果	検査実施の結果	検査実施の結果

検査実施機関 (検査実施機関名、住所) のチェックシート

項目	確認	備考
1. 検査実施機関の名称が正しいか		
2. 検査実施機関の住所が正しいか		
3. 検査実施機関の電話番号が正しいか		
4. 検査実施機関の検査項目が正しいか		
5. 検査実施機関の検査方法が正しいか		
6. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
7. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
8. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
9. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
10. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
11. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
12. 検査実施機関の検査結果が正しいか		

検査実施機関 (検査実施機関名、住所) のチェックシート

項目	確認	備考
1. 検査実施機関の名称が正しいか		
2. 検査実施機関の住所が正しいか		
3. 検査実施機関の電話番号が正しいか		
4. 検査実施機関の検査項目が正しいか		
5. 検査実施機関の検査方法が正しいか		
6. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
7. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
8. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
9. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
10. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
11. 検査実施機関の検査結果が正しいか		
12. 検査実施機関の検査結果が正しいか		

各機関で作成した
チェックシートを使用し
適切に梱包できているか
確認する

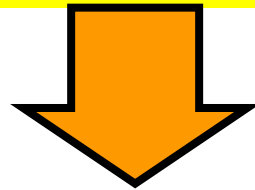
ゆうパックを使用して 感染研へ臨床検体・病原体を 輸送する場合の注意事項

国立感染症研究所
バイオセーフティ管理室

梱包を行う前に以下の内容をご確認していただくようお願いいたします

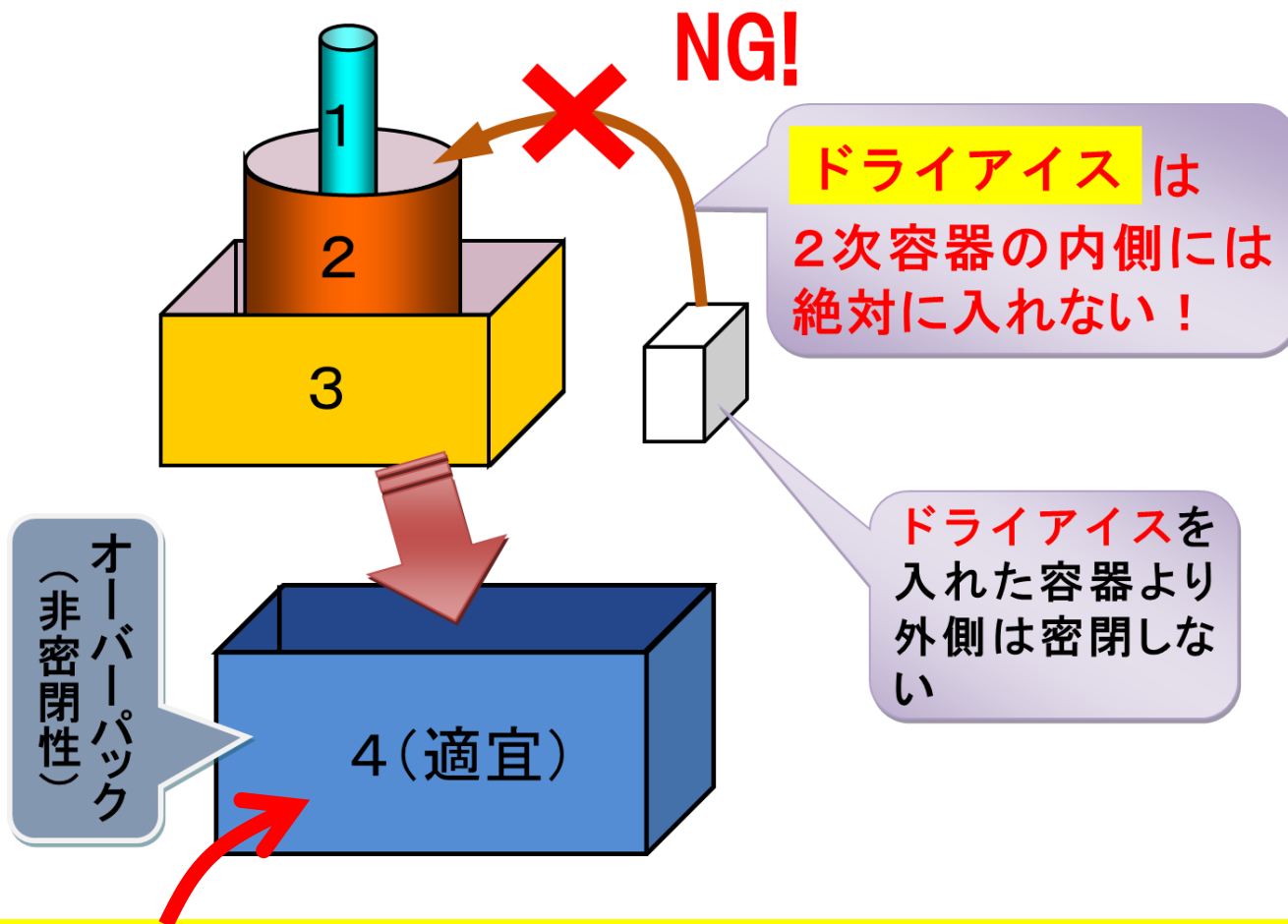
荷送人責任

梱包の誤りによる事故等の責任は
荷送人にあります



1. 漏れない梱包
2. 容器表面を汚染しない
3. 万一のことを考える
4. ルールを守る

2次容器の内側には絶対にドライアイスを入れないこと！



ゆうパック使用時はここがジュラルミンケースとなる

対象となる臨床検体・病原体について 新型コロナウイルス検査対象のすべての 臨床検体・病原体が対象となります

厚生労働省からの通知では、感染症発生動向調査事業等において取扱う臨床検体・病原体が対象となっています。この事業等において臨床検体・病原体をゆうパックを使用し、輸送する場合の遵守事項を示しています。

このため新型コロナウイルス関連の検査においても、ゆうパックを使用して輸送するすべての臨床検体・病原体は別に示す包装手順で梱包が必要となります。

関係者各位には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

オーバーパック(4次容器)として使用する ジュラルミンケースについて

結核感染症課

感染症発生動向調査事業等においてゆうパックで検体を送付する際の留意事項に関するQ&A(案)より

Q. ジュラルミンケースとはどのようなものですか。

A. ジュラルミンケースとして販売されている市販容器や、ジュラルミン注)以外の素材であっても堅牢な金属製の容器であれば利用して差し支えありません。なお、これらの容器は、気化(昇華)したドライアイス等のガスが放散される構造のものを使用してください。

注:ジュラルミンは、もともとアルミニウム合金の一種ですが、現在市販されているジュラルミンケースには、JIS規格でA5052番等のジュラルミン以外のアルミ合金が広く利用されています。大きさ、形など種々のタイプがあります。